

令和5年9月1日
総務部人事課

職員の懲戒処分について

品川区長は、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

【パワー・ハラスメント】

1 発生年月日

令和3年度から令和4年度

2 被処分者

役職：参事（部長級）

3 処分内容

戒告

4 処分年月日

令和5年8月31日（木）

5 処分に係る事案の内容

令和3年度から令和4年度にかけ、複数の職員に対し業務上の指導の範囲を超えた声の大きさでの指導、また、他の職員の前で責め立てる等のパワー・ハラスメント行為を行った。

【森澤恭子区長のコメント】

社会を挙げてハラスメント防止に取り組んでいる中、地域社会を牽引すべき立場である区役所においてこのような事案が発生したことは真に遺憾であり、区民の皆様へお詫び申し上げます。

事案の共有および管理監督職員に向けた研修の充実など、ハラスメントの再発防止により一層取り組んでまいります。